

第4回鳥取地方裁判所委員会及び第4回鳥取  
家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

平成17年2月17日（木）午後1時30分～午後4時00分

2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所中会議室，同大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

生駒尚秋（地裁委員），及川敬貴（地裁委員），金木秀文（地・家裁委員），  
竹本芳宏（家裁委員），永井ユタカ（地・家裁委員），福田仁志（地裁委員），  
藤岡正義（地裁委員），松尾昭彦（家裁委員），松田佐恵子（家裁委員），三  
田三香子（地・家裁委員），安田寿朗（地・家裁委員），山田陽三（地裁委  
員），渡部晃治（家裁委員）

（事務担当者等）

地裁：重吉進事務局長，喜多村浩海刑事首席書記官

家裁：妹尾次男事務局長，筒井保総務課長，大儀一博総務課課長補佐（書記）

4 議題

- (1) テーマについて
- (2) 次回の開催について
- (3) その他

5 議事

- (1) テーマについて

「裁判員制度について」をテーマとし，法曹三者委員（松尾委員，金木委員，  
安田委員）から裁判員制度の説明をした後，意見交換を行った（発言要旨等は  
別紙のとおり）。

- (2) 次回の開催について

次回委員会も地家裁合同で開催する。

開催日時 平成17年9月29日（木）午後1時00分

テーマは，今回に引き続き「裁判員制度について」とし，委員が裁判員役と  
なって模擬評議を行う。

(3) その他

議事概要の確定方法について定めた。

以 上

(別紙)

テーマに関する発言要旨等

- A委員 公判前整理手続は迅速でわかりやすい裁判につながり、いいことだと思うが、その期間が長ければ意味がないのではないか。
- B委員 早期に終結させることが法律上求められているが、公判前整理手続にどのくらい時間を要するかは事件によって違ってくると思う。しかし、裁判員は、公判前整理手続が終わってから選任されるので、公判前整理手続は裁判員の負担にはならない。
- 委員長 公判前整理手続は法曹三者で行う手続であり、どのようにすべきか検討している。
- C委員 現在の刑事裁判は、検察官が主張・立証するというシンプルなものであるが、裁判員が参加する裁判は、公判前整理手続において弁護人も主張・立証に加わることが義務となるので、裁判官に予断が入る余地が生じるのが問題だと思っている。
- B委員 公判前の整理を行うことは充実した計画的な審理を行うために必要不可欠で、現在の刑事訴訟規則にも同様の趣旨が定められており、公判前整理手続が設けられたのは当然のことだと考える。
- D委員 テレビドラマや裁判所のビデオでは、連日開廷して、二、三日で裁判が終わるとあったが、現実にはそうなるのか疑問を感じる。
- 委員長 日本の裁判は長く掛かると言われているが、実際は、ほとんどの裁判が三、四日で終わっている。日にちを開けて公判を開いているから長く感じるのもあって、やろうと思えば、連日開廷し、短期間で終わるという見通しを持っている。
- C委員 短期間で裁判が終了するかどうかは、事件によって違うと思う。そんなに簡単な事件ばかりではないと思う。事実認定に国民の感覚・意識が必要と考えるが、争うことになれば、事件によっては、ある程度時間が掛かると思う。
- D委員 NHKで上映されたテレビドラマは、監視カメラに映った映像を見ることがになり、さらに一週間掛かっていたが、そういうことも懸念されると思う。審理期間は二、三日でも、精神的な拘束期間は半月くらいある

ような気がした。

B委員 これまでは、請求されない証拠はあまり開示されなかったが、公判前整理手続では、弁護人の主張にからむような証拠も開示することが求められている。また、弁護人側の証拠も明らかにすることになる。テレビドラマでは、裁判員が監視カメラの点をたまたま見つけたことになっているが、そのような点についても、公判前整理手続で明らかになった上で裁判に臨むことになるので、裁判ではそんなに時間が掛からないと思われる。また、公判前整理手続で争点を十分に絞れないと、裁判員制度はうまくいかないとと思われる。

委員長 裁判員制度の対象となる事件の平成15年度の平均開廷回数は、否認事件が8.9回、自白事件が4.1回で、全体の平均は5.7回である。

C委員 検察官請求の証拠の中に証人等の供述調書があるが、裁判で争いがあるときはこのように証人から又聞きした証拠ではなく、法廷で証人等が受け答えするときの表情や言葉のトーンなどを裁判員に見たり聞いたりしてもらうため、短時間でも証人尋問の請求をしたいと考えている。

E委員 裁判員の職にあった者の保護については、裁判員法の78条に規定されているが、政令指定都市以上であればともかく、鳥取のようによく知り合いとばったり出会うようなところだと、報復や嫌がらせをされるのではないかと心配である。

B委員 鳥取県も広いから、一般的に事件関係者が法廷で裁判員の顔をずっと見て覚えているかという、それはどうかと思う。外国では、裁判官が殺害された例はあるが、陪審員が殺害されたということは聞いたことがない。

E委員 なぜ、裁判員が顔をさらしてリスクを負わないといけないのか。くじで選ばれた人が負うにはリスクが大き過ぎるのではないか。

B委員 裁判員が危害を受けるおそれのある事件は、裁判員が入らないことになっている。また、制度として定着し、裁判員が裁判に参加して有罪無罪や量刑を判断するのが当たり前になれば、裁判員に恨みを持つということとはなくなると思う。そのためにも、裁判員制度を国民に大いにアピールする必要がある。

委員長 実際問題としては、外国で、陪審員や参審員に被害が及んだ例は報告さ

れていないようだ。

裁判員による裁判が始まるに当たっての不安な点、疑問に思う点を述べてもらい、それらを解消して国民の皆さんに裁判員として裁判に参加してもらうためにはどのような工夫をしていくべきかといった点について意見交換をお願いしたい。

F委員 裁判員候補者は、事件の内容をいつごろ知ることになるのか。

B委員 呼出状に記載することも考えられると思う。裁判員候補者と事件との関係の有無等を知るために、呼出状にアンケート用紙を同封することも検討しており、回答するためには事件の内容が分かっていないといけない。

G委員 裁判員候補者として何人くらい呼び出すのか。

B委員 いろいろシミュレーションしているが、欠席する人もいるので、四、五十人くらいになると思われる。

G委員 一生のうちに13人に1人の割合で裁判員に選ばれることになるという説明があったが、それは、呼出しを受ける確率か、最終的に裁判員として6人の中に入る確率か。

B委員 6人の裁判員の中に入るということである。

G委員 同じ人が何回も呼出しを受けることがあるということか。

B委員 過去1年以内に呼出しを受けて選任手続の期日に出頭したことがある人は除外されるので、そのようなことはない。

G委員 テレビドラマの中で、公判前整理手続で法曹三者が争点整理をして争点を絞っていたが、そこでほとんど判断が出来上がっている可能性があるのではないかと気になった。

委員長 公判前整理手続は形式的なことを協議するもので、中身については裁判員を含めた9人で審理し、判断することになる。

G委員 裁判員は法律に関して素人なので、専門家の判断を入れた判決をすることが必要だと思う。

B委員 法律の知識は裁判官が提供するので、裁判員には、活発な議論をしていただくことによって正しい判断を導き出していただくことが求められている。

H委員 量刑を決めるとき、どのくらいにすべきか全く分からないのだが、どう

すればよいのか。

B委員 過去の裁判の例を提供するが、それだけで決めるということでは今までの裁判と変わらないので、裁判員の良識を基に意見を出していただきたいと思っている。

委員長 裁判員が関与する裁判では、裁判官が持っている量刑の感覚が問われると思う。

H委員 一般社会にいる人は、やむを得ずやってしまったんだろうと甘く見てしまい、そんな気持ちが量刑を決めるときに影響するのではないかと心配である。

B委員 現在の裁判では、裁判官3人で裁判を行っていて、意見が違う場合もあるが、お互いに資料を出し、根拠を示して議論しているうちに、おのずと一つの方向に向かっていくことが多い。裁判員が入って9人で裁判をする場合も、そうなるのではないかと思うし、また、そうなるような議論をしないといけないと思う。

A委員 裁判員は常識で判断すればいいと言われているが、不安である。最初は、やりたい人や裁判に詳しい人を裁判員にして、その他の人も、制度が定着するに従って段階的に入っていくのがよいのではないかと思う。裁判員を選任する際、最後は番号順に決めるというのであれば、裁判員になってもいいと思っている人が外れ、やりたくない人が選ばれることもあるので、最初からやりたい人がやればよいと思う。

委員長 くじで無作為に選ぶということは決まっていることであり、裁判員になりたくなければ入れないというのでは誰も参加せず、制度が成り立たないということになりかねない。国民が裁判に参加する制度をつくるのは先進国では日本が一番最後なので、参考にすべきものが沢山あるということである。裁判員法施行後、3年経ったら見直しをしようという規定もあり、諸外国の例を参考にして、よりよいものにしていくべきだと思う。

I委員 話を聞いていて、裁判員裁判の開始に当たって、思ったより心配ないのだなと思った。しかし、なじみのない制度なので、定着するにはどうしたらよいのか。

委員長 裁判所としては、鳥取県との協力、教育委員会への働きかけなどを行っ

ており、広報ツールもいろいろ用意している。

F委員 守秘義務と言われても、報道機関は伝えるのが仕事であり、どこまでしゃべっていいか。

B委員 個別具体的な評議の中身について、例えば、裁判員のうち何人が有罪としたとか、裁判官はどうだったなどといったことはしゃべってはいけないが、評議が和気あいあいと進んだとか、なかなかかみ合わなかったなどといった抽象的なことについては問題ない。

H委員 職業選択の自由が認められており、三権から離れたところで仕事をしたいとして職業を選んだ人もいると思うが、そのような人が裁判員になるのを拒否したいと考えたとき、認められる余地はあるのか。

委員長 辞退事由は政令で定めるとされているが、まだ何も決まっておらず、注目されているところである。

E委員 学校教育とのリンクはどう考えられているのか、鳥取には法学部を持った大学がないこともあり、裁判について学ぶ機会が必要だと思っていたが、先程から話を聞いていて、あまり必要がないと感じた。

C委員 常識で判断していいようで、知識が必要な場合もある。「疑わしきは罰せず」等の幾つかの法原則について学ぶ場が設けられる必要があると考えている。2000年以上の民主主義の歴史がある国と比べて、我が国がこの制度を受け入れるのは大変なことで、ものの考え方についてのトレーニングが必要だと思う。裁判員制度は、長い間裁判に携わってこなかった日本人には、非常になじみのないものであり、皆様のように活動の幅が広い人ですら、裁判員に選ばれたら不安な訳なので、うまくいくようにするために努力しなければならない。

委員長 裁判員制度の実施は、大きな変革であり、国民が統治の客体から主体へ変わる突破口になれば素晴らしいことと考えている。

以 上